

瀬戸市高齢者救急協力施設認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、応急救護や救急隊へ情報を提供できる体制を整備した高齢者福祉施設に対し、高齢者救急協力施設として認定するために必要な事項について定め、もって円滑な救急搬送を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者福祉施設

ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び老人福祉センター

イ 老人ホームに分類されるグループホーム及び有料老人ホーム

ウ その他消防長が認める事業所

(2) 救命講習等を修了した者

瀬戸市消防本部が定める応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱第4条に規定する救命講習等を修了した者又は同等の知識があると消防長が認める者をいう。

(認定基準)

第3条 消防長は、高齢者福祉施設が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、高齢者救急協力施設として認定するものとする。

(1) 救命講習等を修了した者が常に勤務しており、迅速かつ的確な応急救護体制が整備されていること。

(2) 施設から救急要請した場合に、救急隊へ傷病者情報を情報提供書（第1号様式）により情報提供できること。

(3) 医療機関へ搬送する際、施設職員が救急車に同乗できる、若しくは、搬送医療機関へ早期に職員が派遣できる体制であること。

(認定の申請)

第4条 高齢者救急協力施設としての認定を受けようとする施設は、消防長に高齢者救急協力施設認定証交付申請書（第2号様式）により申請を行うものとする。

(審査)

第5条 消防長は、前条に規定する申請があったときは、第3条の認定基準に適合しているかを審査するとともに、必要に応じ調査を行うものとする。

(認定証等の交付)

第6条 消防長は、前条に規定する審査の結果、認定基準に適合していると認めるときは、認定証交付台帳（第3号様式）に登録したのち、当該施設に認定証（第4号様式）及び表示証（第5号様式）を交付するものとする。

（公表）

第7条 消防長は、認定基準に適合した施設（以下「認定施設」という）を瀬戸市の広報紙及びホームページ等に公表するものとする。

（認定の取消し等）

第8条 消防長は、認定施設が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すとともに、認定証等を返納させるものとする。

- （1） 認定施設が事業を廃止又は休止したとき。
- （2） 第3条に規定する認定基準に適合しないと認めるとき。
- （3） その他、表示が適当でないと認めるとき。

（認定基準の適合調査）

第9条 消防長は、認定施設が第3条に規定する認定基準を維持しているか随時調査できるものとする。

（認定施設の責務）

第10条 認定施設は、迅速かつ的確な応急救護体制が維持できるよう、従業員の応急手当に関する知識、技術の維持に努めるとともに、従業員への指導を継続的に実施するものとする。また、情報提供書の記載内容を常に更新し、最新の情報を提供するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、認定制度の運用に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は令和元年7月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（認定要件及び情報提供書の見直し）

この要綱は令和6年7月12日から施行する。